令和4年度渡名喜村海岸漂着物対策事業仕様書

1. 委託業務名:令和4年度渡名喜村海岸漂着物対策事業

2. 目的

沖縄県では平成21~平成24年度に沖縄県海岸漂着物対策事業、平成25~26年度に沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業が実施された。これにより、海岸漂着物等の現況 把握やその対応体制が整備され、海岸漂着物問題に係る環境教育・普及啓発についても、沖縄県の取組が拡がりをみせている。

渡名喜村においては、平成25~令和3年度沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業の実施項目の一つである「地元連携による漂着物対策に精通する地域人材の発掘及び育成、普及啓発(以下「人材育成活動」という。)」の対象地域に選定され、地域住民による海岸清掃活動に係る課題抽出や漁業協同組合による操業中に回収した漂流ごみの取扱い、更には他地域と連携した海岸漂着物問題に係る環境教育、普及啓発、環境保全活動の実施等について、地域関係者による意見調整等が行われている。

これらのことから、渡名喜村では海岸美化への意識が高まっており、地域主導による海岸漂着物対策の推進・拡大については適切な時期であると思われる。

また、前記した様々な事業による調査成果から、県内離島地域でみられる海岸漂着物は外国製が主体ではあるものの、県内各地域も発生源となっていることが確認されており、海岸漂着物対策には沖縄県内における発生抑制対策の推進も不可欠となっている。

そこで渡名喜村では、昨年度に続き、令和4年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、海岸漂着物対策の経験が豊富な民間業者や、近隣地域において海岸漂着物に係る環境教育・普及啓発活動を活発に実施している民間団体、地域住民等の協力を得て、海岸漂着物等の回収及び発生原因に係る調査検討を実施する。

3. 業務期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

4. 業務内容

海岸漂着物等の回収及び発生原因に係る調査・検討

ア)海岸漂着物等の回収・調査

- ・渡名喜村地域において漂着被害が著しく、また再漂流による被害拡大の恐れのある海 岸を対象に、約30m³の海岸漂着物等を回収する。
- ・回収した海岸漂着物は種類ごとに分類し、容量・個数等を計測するとともに、生産国 の分析が可能なペットボトル等の海岸漂着物については生産国の分析を行う。
- ・ボランティアで回収した約70 m についても上記同様とする。

イ)回収・調査地点

・回収・調査地点は「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づき、令和2年度調査との継続性の観点から同一海岸で実施する。

- ウ)調査実施時における環境教育・普及啓発
- ・海岸漂着物等の回収実施時に、住民作業員を対象に海岸漂着物等の発生抑制対策、環境教育・普及啓発等の取組に係る情報提供を実施する。

5. 成果物

- (1) 提出物 委託業務完了報告書、精算報告書
- (2) 提出部数 3部
- (3) 報告書の電子データを収納した電子媒体 (CD-ROM) 1式
- (4) 提出期限 令和5年2月28日
- (5)提出場所 渡名喜村民生課

6. 業務実施計画書の提出

実施計画書を委託契約後 14 日以内に渡名喜村民生課に提出すること。また、計画を変更する場合も同様とする。

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下 「著作権等」とする)は、渡名喜村が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」 とする)の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 額の確定等

受託者は、業務を完了したときは委託業務完了報告書、精算報告書を作成し、渡名喜村役場民生課の検査及び確認を受けなければならない。

渡名喜村役場民生課が実施した検査の結果が契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額(以下、「精算額」という。)を確定するものとする。

精算額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額とする。

9. 一般管理費の取り扱い

乙は経費として人件費、直接経費および一般管理費を計上できる。直接経費は業務の遂行、業務成果のとりまとめに直接必要な経費として明確に区分できるものとする。一般管理費は、当該業務を遂行するうえで必要な事務費、光熱水費、燃料費、その他確定の困難な経費について、直接経費総額(税抜)の 10%を限度として計上することができる。

10. 情報セキュリティーの確保

受託者は本業務の実施に関して、渡名喜村等から要機密情報を提供された場合には、

適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、渡名喜村民生課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

11. その他

(1) 安全管理

回収作業員等を雇用して海岸等の調査を実施する場合は、安全管理を徹底するため、 沖縄県が平成23年度に作成した海岸清掃マニュアル(回収事業編)の記載内容に沿っ た安全管理を実施すること。

また、危険物については「海岸漂着危険物対応ガイドライン(農林水産省、国土交通省)」、医療系廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(感染性廃棄物処理対策検討会)」に基づいて取り扱うこと。

(2) サンプルの管理

調査により回収したサンプルについては、適切に管理すること。また、一時保管する場合は、渡名喜村民生課の指導に従うものとする。

(3) 廃棄物の処理

委託業務を実施する際に回収した又は生じた廃棄物については、近傍の廃棄物処理 施設を活用するなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に則り適 正に処理すること。その際には、渡名喜村及び沖縄県の指導又は渡名喜村の廃棄物処 理計画に従うものとする。

(4) 環境への配慮

調査対象区域内に生息する植物類をむやみに引き抜いたり、植生内にむやみに立ち 入らないよう配慮すること。

特に環境保全上の価値が高い動植物等が確認された場合には、その取り扱いに留意すること。

また、本事業の実施範囲は、渡名喜県立自然公園に含まれるため、事業の実施に際しては関係法令等を遵守すること。

(5) 契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

(6) 再委託により履行することのできる業務の範囲 資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力

(7) その他

- ①委託業務の実施にあたっては、渡名喜村民生課の指示に従うこと。
- ②本仕様書に疑義が生じたときやより難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については渡名喜村民生課と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ③人件費については源泉徴収を行い、当該処理を示す資料を整備しておくこと。
- ④委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の 虚偽申請及び過大請求などによる不正受給した場合、村は委託先に対し、委託費の一 部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等 の厳しい措置をとることとする。